

## 業務委託仕様書

### 1 委託業務

#### (1) 業務名

札幌市国民健康保険特定保健指導業務

#### (2) 業務概要

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査(以下「健診という)を受診した結果、厚生労働省令で定める特定保健指導の対象者となったものに、特定保健指導を実施する。

#### (3) 業務内容

下記3のとおり

#### (4) 履行期間

令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までとする。

### 2 委託する支援レベル・実施形態

受託者は、人員や施設の状態に応じて、支援レベル(動機付け支援・積極的支援)及び実施形態(施設利用型・分割実施型・訪問型・運動施設通所型)のうちから、実施可能なものを選択することができる。(複数選択可)

支援レベル	実施形態	
動機付け支援	施設利用型	受託者が保有する施設等にて面接指導を行う。
	初回面接分割実施型	施設利用型のうち、以下の「3 業務内容 (3) 特定保健指導支援プログラムの作成、実施」における「初回面接」(イ)の面接方法で行うもの。
	訪問指導型	利用者の居宅又は地域の会館等に受託者が出向いて行う。
積極的支援	施設利用型	受託者が保有する施設等にて面接指導を行う。
	初回面接分割実施型	施設利用型のうち、以下の「3 業務内容 (3) 特定保健指導支援プログラムの作成、実施」における「初

		回面接」(イ)の面接方法で行うもの。
	訪問指導型	利用者の居宅又は地域の会館等に受託者が出向いて行う。
	運動施設通所型	運動施設を活用して運動習慣の定着を目指した支援を行う。

### 3 業務内容

#### (1) 基本的な考え方

ア 対象者が健康的な生活を維持できるよう、行動変容に必要な情報を提示し、自己決定できるよう支援を行う。

イ 対象者が利用しやすい実施体制を整えるとともに、対象者のニーズを満たした保健指導プログラム内容とし、保健指導利用者の増加に努める。

ウ 個々の対象者の生活スタイルやニーズ、行動変容ステージを踏まえて、経験のある各専門職の技術と熱意のもとに、より質の高い保健指導を行う。

エ 「標準的な健診・保健指導プログラム（平成 30 年度版）」（厚生労働省健康局）に則し、健診の結果、医療機関の受診が必要な対象者の場合は、医療機関への受診勧奨を併せて行う。

オ 施設・人員等については、別表に掲げる「札幌市国民健康保険特定保健指導業務委託基準」に即したものとする。

#### (2) 企画

特定保健指導全般の企画や年間スケジュール等について、委託者の求めに応じて、事前に委託者と十分に打合せを行い立案する。

企画にあたっては、平成 25 年厚生労働省告示第 91 号「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」（改正文 平成 29 年 8 月 1 日厚生労働省告示第 267 号）及び「標準的な健診・保健指導プログラム（平成 30 年度版）」（厚生労働省健康局）に則した内容とし、対象者の特性やニーズに応じた指導方法を組み入れていくこと。

(3) 特定保健指導支援プログラムの作成、実施

	動機付け支援	積極的支援
申込受付	受託者の保健指導を希望した者の受付を行う。 利用券にて特定保健指導レベル及び有効期限、被保険者証等にて被保険者資格の確認を行い、特定保健指導の利用資格を必ず確認する。 札幌市国民健康保険特定健診業務も同時に受託している受託者で、健診当日に初回面接を実施しない場合は、予約を受付後、概ね2週間以内に初回面接を実施できる体制を整えること。	
健診結果データ	健診結果（検査及び質問票結果）は、健診機関が作成したもの又は特定保健指導利用券に記載されたデータを活用する。	
初回面接	<p>以下の3種類の方法のうち、いずれかの方法で実施すること。</p> <p>※（ア）（イ）は、健診も実施している受託者のみ実施可能。</p> <p>（ア）早期実施</p> <p>健診当日等、特定保健指導利用券がまだ発行されていない時期でも血液検査結果を含む全ての健診結果が揃った段階で、受託者にて階層化を実施して特定保健指導の対象者であることが判断できた場合は、利用券がなくても初回面接を実施することができる。</p> <p><u>（イ）分割実施</u></p> <p>健診当日のBMI・腹囲・血圧・質問票（喫煙歴、服薬中）から受託者にて階層化した結果、特定保健指導の対象となった場合、健診当日に初回面接分割実施1回目として面接指導を実施して行動計画を9割方作成する。 後日、血液検査等のすべての健診結果が揃った段階であらためて階層化を実施し、特定保健指導区分が「動機付け支援」と「積極的支援」のどちらになるかを確定させ、さらに医師が総合的な判断を行った上で、初回面接分割実施2回目として面接又は電話等で指導を実施し、行動計画を完成させる。</p> <p>※初回面接分割実施は、「積極的支援」と「動機付け支援」の両方の特定保健指導を実施している受託者のみとする。（「動機付け支援」のみを実施</p>	

	動機付け支援	積極的支援
初回面接	<p>可能としている受託者においては、血液検査等のすべての健診結果が揃った段階であらためて階層化したときに「積極的支援」の対象となった場合、初回面接分割2回目を実施することができないため。）</p> <p>(ウ) 上記以外（通常の実施方法による）</p> <p>特定保健指導利用券発行後に実施。</p>	
支援の内容	<p>「標準的な健診・保健指導プログラム（平成30年度版）」（厚生労働省健康局）に則し、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容であること。</p>	
プログラムの作成	<p>(ア) 初回の面接による支援から、3か月以上経過後の評価のスケジュール最長でも6か月後程度を目安とする。</p> <p>(イ) 支援形態（個別支援、グループ支援、電話、電子メール等）及び支援時間</p> <p>(ウ) 支援内容</p> <p>(エ) 支援教材、学習教材</p> <p>(オ) 保健指導実施者の職種と人数</p> <p>以上について明記した具体的なプログラム内容であること。</p>	<p>・保健指導の量を支援Aの方法で160ポイント以上、合計で180ポイント以上行うことを最低条件とする。</p> <p>・運動施設通所型の場合は、初回面接で、個別面接45分以上またはグループ面接を80分以上実施すること。</p> <p>3か月以上の継続的な支援において、健康運動指導士による面接指導を複数回実施すること。</p>
支援計画の作成	<p>初回の面接による支援において、利用者が選択した具体的に実践可能な行動目標・行動計画を、利用者が継続できるよう、必要な介入・支援等の内容を取りまとめた計画書を作成する。</p>	

	動機付け支援	積極的支援
支援計画の作成	<p>特定保健指導区分が2年連続積極的支援レベルに該当した者のうち、1年目に積極的支援を実施し、1年目に比べ2年目の健診結果が下記基準のとおり改善している者について、2年目は「動機付け支援相当」レベルとして、積極的支援ではなく動機付け支援を実施してもよい。</p> <p>【「改善した」と判断する基準】</p> <p>BMI&lt;30の場合、腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上減少している者</p> <p>BMI≥30の場合、腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している者</p> <p>ただし、初回面接を早期実施又は分割実施する場合は、保健指導区分を変更せず、積極的支援のまま実施する。</p>	
支援期間	<p>初回の面接後（初回面接分割実施の場合は、分割実施2回目から）3か月以上経過後に利用者の状況を確認のうえ評価を行う。</p>	<p>初回の面接後、3か月以上の継続的な支援を行い、（初回面接分割実施の場合は、分割実施2回目から）3か月以上経過後に利用者の状況を確認のうえ評価を行う。</p>
実施・評価	<p>それぞれ支援実施ごとに、被保険者資格の確認を必ず行うこと。</p> <p>特定健康診査の結果及び運動習慣、食習慣、喫煙習慣、その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接又は通信等による支援及び実績評価を行う。</p> <p>面接・電話・文書等において、評価結果データが得られるよう努めること。度重なる督促をもって、利用者から評価結果データが得られないために終了評価ができない場合は、利用者への3回以上の督促・評価等の実施記録をもって代えられることとする。（みなし評価）</p>	
脱落者の認定	<p>初回面接による支援終了後、3か月を経過しない期間において、利用者から保健指導辞退の申出があった者及び資格喪失をした者については、脱落・終了として受託者から委託者に報告を行う。</p>	<p>最終利用日から未利用のまま2か月を経過した場合には、受託者から委託者及び利用者へ通知を行い、さらに、2週間以内に利用者から再開依頼が</p>

	なければ、脱落・終了とする
--	---------------

※1 積極的支援における3か月以上の継続的な支援については次のとおり

**支援A**

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的支援対象者の過去の生活習慣及び行動計画の実施状況を踏まえ、積極的支援対象者の必要性に応じた支援をすること。</li> <li>・食事、運動等の生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をすること。</li> <li>・進捗状況に関する評価として、積極的支援対象者が実践している取組内容及びその結果についての評価を行い、必要があると認めるときは、行動目標及び行動計画の再設定を行うこと。</li> <li>・行動計画の実施状況について記載したものの提出を受け、それらの記載に基づいて支援を行うこと。</li> </ul>
支援形態	個別支援、グループ支援、電話、電子メール（電子メール・FAX・手紙等）のいずれか、もしくは組み合わせて行う。

**支援B**

内容	初回の面接の際に作成した行動計画の実施状況を確認し、行動計画に掲げた取り組みを維持するために励ましや賞賛を行うものとする。
支援形態	個別支援、グループ支援、電話、電子メール（電子メール・FAX・手紙等）のいずれか、もしくは組み合わせて行う。

**ポイント**

	基本的なポイント	最低限の介入量	1回のポイントの上限
個別支援A	5分 20ポイント	10分	120ポイント
個別支援B	5分 10ポイント	5分	20ポイント
グループ支援	10分 10ポイント	40分	120ポイント
電話A	5分 15ポイント	5分	60ポイント
電話B	5分 10ポイント	5分	20ポイント
e-mailA	1往復 40ポイント	1往復	
e-mailB	1往復 5ポイント	1往復	

※厚生労働省 「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3．2版）」より

特定保健指導プログラムの基本的なパターン

1 動機付け支援

初回の面接による支援	評価
<p>&lt;個別支援&gt;20分以上</p> <p><b>行動計画の作成</b> 保健指導内容 ・アセスメント（情報収集・判断） ・動機づけ ・理解の促進及び教材の選定 ・行動目標・計画の設定</p>	<p>&lt;電話またはFAX&gt;</p> <p><b>計画の達成評価</b> 保健指導内容 ・身体状況の変化の確認 ・行動目標の達成状況の確認 ・行動目標の再設定</p>

【ご説明】

- 1) 札幌市国保の特定健診・特定保健指導は厚生労働省保健局の「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に準拠して実施します。（厚生労働省ホームページに掲載されています。）
- 2) 初回面接と実績評価指導者は、医師、保健師、管理栄養士、一定の保健指導の実務経験のある看護師のいずれかで実施しなければなりません。積極的支援の3か月以上の継続的な支援については実践的指導者もできます。
- 3) 積極的支援においては、ポイント制に基づき実施することとなり、支援A（積極的関与タイプ）及び支援B（励まし）によるポイント制とし、支援Aのみで180ポイント以上、又は支援A（最低160ポイント以上）と支援Bの合計で180ポイント以上の支援を実施することが最低条件になっています。なお、初回面接と実績評価は、ポイントにはなりません。
- 4) 動機付け支援については、ポイント制は無く、原則1回の支援（初回面接）で実績評価時期までの間に取り組む生活習慣改善の行動計画と行動目標設定の支援を実施し、3か月以上経過後に実績評価（面接・電話等）を行います。

2 積極的支援 支援A(積極的関与タイプ)160ポイント以上かつ合計で180ポイント以上で実施

初回の面接による支援	3か月以上の継続的な支援			評価
	励ましタイプ	積極的関与タイプ	励ましタイプ	
<p>個別支援 20分以上</p> <p><b>&lt;行動計画の作成&gt;</b> アセスメント(情報収集・判断) ・動機づけ ・理解の促進及び教材の選定 ・行動目標・計画の設定</p>	<p>電話B 5分 10P</p> <p>or</p> <p>e-mail B 1往復 5P</p> <p>行動計画実施状況の確認と励まし・賞賛</p>	<p>個別支援A 20分 80P</p> <p>or</p> <p>電話A 20分 60P</p> <p>or</p> <p>e-mail A 1往復 40P</p> <p><b>&lt;評価・再アセスメント&gt;</b> ・再アセスメント ・行動目標・計画の見直し</p>	<p>電話B 5分 10P</p> <p>or</p> <p>e-mail B 1往復 5P</p> <p>行動計画実施状況の確認と励まし・賞賛</p>	<p><b>支援 + 評価</b></p> <p>個別支援A 20分 80P &amp; 評価</p> <p>or</p> <p>電話A 20分 60P &amp; 評価</p> <p>or</p> <p>e-mail A 1往復 40P &amp; 評価</p> <p><b>&lt;評価・再アセスメント&gt;</b> ・再アセスメント ・行動目標・計画の見直し</p> <p><b>&lt;計画の達成評価&gt;</b> ・身体状況の変化の確認 ・行動目標の達成状況の確認 ・行動目標の再設定</p>
	<p><b>積極的関与タイプ</b></p> <p>電話A 10分 30P    個別支援A 20分 80P    電話A 10分 30P</p> <p>(注) 電話又はe-mailによる支援Aについては、e-mail、FAX、手紙等により、初回面接支援の際に作成した行動計画の実施状況について記載したものの提出を受け、それらの記載に基づいた支援を行う。</p>			<p><b>積極的関与タイプ</b></p> <p>個別支援A 20分 80P</p> <p>or</p> <p>電話A 20分 60P</p> <p>or</p> <p>e-mail A 1往復 40P</p>

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに関しては、受託者は業務上知り得た事項及び特定保健指導の記録が第三者に漏洩しないように充分注意し、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守すること。また、「個人情報取扱安全管理基準」（別紙）及び、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドライン」に基づいて厳重に管理すること。

(5) 報告及び請求

ア 「特定保健指導実施者名簿」の提出

受託者は、委託者に対して、初回面接及び評価終了者について「特定保健指導実施者名簿」を作成し、保健指導を実施した月の翌月5日までに郵送にて提出する（FAX 不可）。初回面接分割実施の場合は、分割実施2回目を行った後に提出する。

みなし評価を実施した場合は、「その他」欄にみなし評価である旨と、督促回数を記載すること。

イ 「個人情報取扱状況報告書」の提出

受託者は、委託者に対して、アの「特定保健指導実施者名簿」提出時に併せて「個人情報取扱状況報告書」を提出すること。

#### ウ 支援記録の報告及び請求

受託者は、初回の面接による支援終了後及び評価の終了後に、遅滞なくその記録をとりまとめ、電子データの場合国保連合会へ、紙の場合は委託者の指定する代行機関へ提出し、記録の報告と合わせて委託料の請求を行う。

なお、初回面接早期実施及び分割実施の場合は、健診後約2ヶ月後に委託者から受託者あてに連絡する特定保健指導利用券番号を記載（入力）した記録を国保連合会または代行機関に提出する。

エ 指導過程における各種記録類やワークシート類等についても、委託者が受託者に求めた場合には、速やかに提出するものとする。

#### (6) モニタリング・打合せ会議等への参加協力

事業の円滑な進行のための調査に協力するとともに、必要に応じて委託者が招集する各種会議等に参加すること。

#### (7) 特記事項

ア この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、速やかに委託者と協議し、その指示に従って業務を遂行すること。

イ その他の事項については、別途受託者に配布する「令和5年度札幌市国民健康保険とくとく健診（特定健診）・特定保健指導取扱要領」の内容を遵守すること。

#### ウ 事故等への対応

受託者は、事故やトラブルが生じたときには、適切な処置を講じるとともに、直ちに委託者へ報告しなければならない。